

更なる保健事業の充実に向けた 検討について

更なる保健事業の充実に向けた検討について

1. 趣旨

- 9月16日及び11月26日の運営委員会でいただいたご意見を踏まえ、
 - ・戦略的保険者機能の一層の強化の必要性
 - ・加入者・事業主の目に見える形での保健事業の充実の必要性といった観点から検討を進めることとする。

2. 検討内容

- 現在の保険者機能強化アクションプラン(第5期)では、保健事業の基本となる「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」の3本柱を着実に実施する。
その上で、まずは4年度からLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。さらに、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進しつつ、令和5年度にパイロット事業を実施し、保険者機能強化アクションプラン(第6期)(6年度～8年度)に向けて以下を検討する。
 - (1) 重症化予防対策の充実(6年度から実施)
 - ・被扶養者を対象とした、高血圧等に係る未治療者への受診勧奨の実施
 - (2) 支部主導の保健事業の実施(6年度から実施)
 - ・喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ等、支部ごとの独自性を生かした支部主導の保健事業の実施
 - (3) 健診・保健指導の充実・強化(6年度以降に実施)
 - ・健診等実施率の向上を図るための具体的方策を検討(利用者負担額の軽減を含めて検討)※ 健診内容の充実については、国における特定健康診査等基本指針の見直しの動向(令和4年度中に取りまとめ)を踏まえることとする。